

第 82 回国民スポーツ大会小諸市準備委員会

第 1 回常任委員会



長野県PRキャラクター「アルクマ」。
©長野県アルクマ

行こう。それぞれの頂へ。



信州やまなみ国スポ・全障スポ

第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会

日本スポーツ協会 24-B-81

日 時：令和 7 年 1 月 29 日（水） 午後 2 時～
会 場：小諸市役所 3 階 第 1・第 2 会議室

第82回国民スポーツ大会小諸市準備委員会

第1回常任委員会次第

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

第1号議案

第82回国民スポーツ大会小諸市開催推進総合計画（案） P3～

第2号議案

第82回国民スポーツ大会小諸市準備委員会専門委員会規程（案） P7～

第3号議案

第82回国民スポーツ大会小諸市準備委員会専門委員会構成（案） P9～

4 その他

5 閉 会

第82回国民スポーツ大会小諸市準備委員会常任委員会 委員名簿

【委員長】 1名

	選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名
1	市関係	小諸市	市長	小泉 俊博

【副委員長】 6名

	選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名
2	市議会関係	小諸市議会	議長	丸山 正昭
3	市関係	小諸市	副市長	田中 尚公
4	市関係	小諸市教育委員会	教育長	山下 千鶴子
5	産業・経済関係	小諸商工会議所	会頭	塩川 秀忠
6	スポーツ関係	一般財団法人小諸市スポーツ協会	会長	清水 勝彦
7	県競技団体	長野県レスリング協会	会長	中嶋 則行

【常任委員】 27名

	選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名
8	市議会関係	小諸市議会	副議長	土屋 利江
9		小諸市議会 総務文教委員会	委員長	田中 寿光
10		小諸市議会 市民福祉委員会	委員長	小林 重太郎
11		小諸市議会 産業建設委員会	委員長	小林 一彦
12	県関係	小諸警察署	署長	柳澤 将司
13	市競技団体	小諸市レスリング協会	会長	小沢 治
14	スポーツ関係	小諸市スポーツ推進審議会	会長	清水 勝彦
15		小諸市スポーツ推進委員会	会長	清水 和正
16	学校関係	小諸市校長会	会長	渡辺 玲子
17		長野県立小諸商業高等学校	校長	坂口 健之
18	産業・経済関係	佐久浅間農業協同組合	常勤監事	塩川 隆幸
19		小諸飲食店組合	組合長	斉藤 晴久
20	輸送・交通関係	公益財団法人長野県バス協会	東信エリア代表	白鳥 明
21		一般社団法人長野県タクシー協会	佐久支部長	両川 博之
22	宿泊・観光・衛生 関係	一般社団法人こもろ観光局	理事長	富岡 正樹
23		小諸ホテル旅館業組合	組合長	後藤 英男
24	医療関係	一般社団法人小諸北佐久医師会	会長	坂口 宇多彦
25		浅間南麓こもろ医療センター	病院長	橋本 晋一
26	消防・警備関係	小諸交通安全協会	会長	伊藤 正直
27	社会团体関係	社会福祉法人小諸市社会福祉協議会	会長	細谷 信治

28	市関係	小諸市総務部	部長	柳澤 学
29		小諸市市民生活部	部長	山浦 猛史
30		小諸市保健福祉部	部長	土屋 雅志
31		小諸市産業振興部	部長	金井 圭二
32		小諸市建設水道部	部長	山浦 謙一
33		小諸市議会事務局	事務局長	塩川 秀治
34		小諸市教育委員会事務局	教育次長	安藤 貴正

会 長 1名
副 会 長 6名
常任委員 27名

計 34名

第1号議案

第82回国民スポーツ大会小諸市開催推進総合計画（案）

第82回国民スポーツ大会「信州やまなみ国スポ」（以下「信州やまなみ国スポ」という。）の成功に向け、市民総参加のもと一丸となって信州やまなみ国スポを盛り上げ、本市の多彩な魅力を全国に発信するとともに、「住みたい 行きたい 帰ってきたい まち 小諸」の実現につながる大会を目指し、小諸市開催基本方針に沿った開催推進総合計画を定めるものとする。

1 基本方針

（1）総務企画

県、競技団体、関係機関及び関係団体と緊密に連携し、信州やまなみ国スポを一過性のものとせず、スポーツを通じてまちづくりの好循環につながる大会とするため、総合的な計画を立案し施策の推進を図る。

（2）財務

県、競技団体、関係機関及び関係団体との相互協力のもと、創意工夫を凝らし、簡素な中にも魅力あふれる大会を目指し、適切で効率的な財務運営を図る。

（3）広報

信州やまなみ国スポ開催に対する市民の関心や参加意欲を高めるため、多様な媒体を計画的かつ効果的に活用した広報活動を展開するとともに、本市の豊かな自然や観光、文化など多彩な魅力ある地域資源を全国に向けて発信する。

（4）市民運動

市民、企業、団体、行政などの多様な主体が信州やまなみ国スポ開催の意義を理解し、「する」、「みる」、「ささえる」といったそれぞれの立場で積極的に参加し、市民総参加のもと一丸となって大会を盛り上げていくことで、大会終了後も生涯スポーツの推進及び地域の活性化につなげる。

（5）観光・おもてなし

選手・監督をはじめ、本市を訪れるすべての方々を温かくお迎えするとともに、本市の豊かな自然や観光、文化など多彩な魅力ある地域資源に触れていただくことで、大会後も「また訪れたい」と感じていただけるような心のこもったおもてなしを提供する。

（6）競技

県、競技団体、関係機関及び関係団体と緊密に連携し、競技会の円滑な運営を図るとともに、競技運営に必要な用具等については、可能な限り現有のものを活用するなど効率的に整備する。

（7）式典

県、競技団体、関係機関及び関係団体と十分に協議をし、簡素・効率化の創意工夫を図りつつ、整然さや温かみのある式典とする。

(8) 施設整備

国民スポーツ大会開催基準要項に規定されている施設基準を尊重し、既存市有施設の有効活用に努めることを前提としながら、大会開催後の市民利用にも配慮した施設整備に努める。

(9) 宿泊

選手・監督をはじめ、大会関係者の宿泊については、県や宿泊施設等と密接に連携し、より多くの方々の受け入れができる効率的な配宿体制の確立を図る。

(10) 医事・衛生

選手・監督をはじめ、大会に携わるすべての方々の健康を確保するとともに、大会を快適な環境のもとで開催するため、県、競技団体、関係機関及び関係団体と緊密に連携し、食品衛生及び環境衛生に配慮するとともに、防疫対策及び医療救護体制の確立を図る。

(11) 輸送・交通

本市の交通事情を勘案し、交通事業者及びその他関係機関との連携により、安全かつ効率的な輸送手段の確保に努めるとともに、公共交通機関の利用を促進し交通混雑の緩和と環境に配慮した安全・安心な輸送・交通体制の確立を図る。

(12) 消防・警備

競技会場その他大会関係施設における災害の防止、治安の確保及び非常時における緊急対策に万全を期するため、消防・警察その他関係機関と緊密に連携し、消防防災・警備体制の確立を図る。

2 年度別業務

年度別業務は別表の第82回国民スポーツ大会小諸市開催推進総合計画（年度別業務一覧表）のとおりとする。

別表 第82回国民スポーツ大会小諸市開催推進総合計画（年度別業務一覧表）

年度	R6年度(2024) 4年前	R7年度(2025) 3年前	R8年度(2026) 2年前	R9年度(2027) 1年前	R10年度(2028) 開催年	
国スポ・全障スポ開催地	佐賀県	滋賀県	青森県	宮崎県	長野県	
主要行事	国スポ準備室設置 (事務局) 準備委員会設立	日本スポーツ協会及び 文部科学省 総合視察 大会開催・会期決定 実行委員会へ改組		リハーサル大会開催 中央競技団体視察		
準備組織	準備委員会 設立発起人会開催 準備委員会設立総会 ・第1回総会開催 常任委員会開催 総務企画専門委員会設置・開催 競技式典専門委員会設置・開催 宿泊衛生専門委員会設置・開催 輸送交通専門委員会設置・開催	第2回準備委員会 総会 ・第1回実行委員会 総会開催	第2回実行委員会 総会開催	第3回実行委員会 総会開催	第4回実行委員会 総会開催	
総務企画専門委員会	①総務企画	開催基本方針決定 開催推進総合計画決定	開催推進総合計画 進行管理	大会ガイドライン策定 識別用品整備要項策定 遺失物・拾得物 取扱要項策定 保険加入要項策定	大会実施本部 運営マニュアル作成 リハ大会用 識別用品整備 遺失物・拾得物 取扱実施 リハ大会保険加入	本大会用 識別用品整備 遺失物・拾得物 取扱実施 本大会保険加入
	②財務		国スポ関係経費調査検討・大会経費予算検討 リハ大会経費検討 協賛取扱要項策定 ・協賛募集	リハ大会予算編成 リハ大会予算編成 協賛取扱要項推進	本大会経費予算編成 リハ大会予算 執行・決算	本大会予算 執行・決算
	③広報		広報基本計画策定 文化プログラム事業 実施要項策定 実行委員会 ホームページ (SNS含む)開設準備	広報アクション プラン策定 広報啓発活動の推進 文化プログラム事業 募集・審査 実行委員会 ホームページ (SNS含む)運営 大会報告書 編成方針策定	本大会報告書 編成方針決定	文化プログラム 事業実施 大会報告書作成
	④市民運動		市民運動 基本計画策定 ボランティア 募集等の検討 ボランティア 業務要項策定	市民運動 アクションプラン 策定 リハ大会 ボランティア 業務計画策定 リハ大会 ボランティア募集	市民運動 アクションプラン 実施 炬火イベント 実施要項策定 本大会ボランティア 業務計画策定 リハ大会 ボランティア配置 本大会ボランティア 募集・研修開催	炬火イベント実施 本大会 ボランティア 配置
	⑤観光・ おもてなし		観光・おもてなし 基本計画策定	観光・おもてなし 実施要項策定 総合案内所 設置要項策定 休憩所等 設置要項策定 売店 設置要項策定 歓迎装飾 実施要項策定	ガイドブック 観光ガイドブック 作成検討 リハ大会 総合案内所設置 リハ大会 休憩所等設置 リハ大会 売店設置 リハ大会 歓迎装飾実施	ガイドブック 観光ガイドブック 配布 本大会 案内所設置 本大会 休憩所等設置 本大会 売店設置 本大会 歓迎装飾実施

実行委員会解散総会

大会決算書

大会報告書

リハーサル大会開催

第82回国民スポーツ大会開催

別表 第82回国民スポーツ大会小諸市開催推進総合計画（年度別業務一覧表）

年度	R6年度(2024) 4年前	R7年度(2025) 3年前	R8年度(2026) 2年前	R9年度(2027) 1年前	R10年度(2028) 開催年
国スポ・全障スポ開催地	佐賀県	滋賀県	青森県	宮崎県	長野県
競技式典専門委員会	⑥競技	競技運営基本計画策定	実施計画策定	実施要項策定 日程・組合せ表(案)作成	プログラム作成 組合せ抽選会実施
	⑦式典	式典基本計画策定	炬火イベント検討	式典実施要項作成 炬火イベント実施計画要項作成	開始式・表彰式実施 炬火イベント実施
	⑧施設整備	施設整備基本計画策定	リハ大会会場設営仕様書作成	リハ大会会場設営 本大会会場設営仕様書作成	リハ大会会場設営 本大会会場設営
宿泊衛生専門委員会	⑨宿泊	宿泊基本計画策定	リハ大会宿泊要項策定 リハ大会弁当調達要項作成	本大会宿泊要項策定 リハ大会弁当調達実施 本大会弁当調達要項策定	宿泊本部設置 本大会弁当調達実施 本大会配宿実施
	⑩医事・衛生	医事衛生基本計画策定	医療救護要項策定 リハ大会救護所設置計画策定 感染症(防疫)対策要項策定 食品衛生対策要項策定 環境衛生対策要項策定	本大会救護所設置計画策定 リハ大会救護所設置 感染症(防疫)実施計画策定 食品衛生対策実施計画策定 環境衛生対策実施計画策定 廃棄物処理計画策定	本大会救護所設置 感染症予防啓発 本大会医事衛生本部設置 廃棄物処理実施
輸送交通専門委員	⑪輸送・交通	輸送交通基本計画策定	輸送業務実施要項策定 駐車場等調査・確保 リハ大会輸送計画策定	会場地輸送計画策定 リハ大会計画輸送実施	本大会輸送本部設置
	⑫消防・警備	消防防災・警備業務基本計画策定	消防防災・警備業務実施要項策定 リハ大会消防警備計画策定	本大会消防・警備計画策定 リハ大会消防警備本部設置	本大会消防警備本部設置

第2号議案

第82回国民スポーツ大会小諸市準備委員会専門委員会規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、第82回国民スポーツ大会小諸市準備委員会会則第13条第4項の規定に基づき、第82回国民スポーツ大会小諸市準備委員会専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（専門委員会の名称等）

第2条 専門委員会の名称並びに第82回国民スポーツ大会小諸市準備委員会常任委員会からの付託及び委任事項は、別表のとおりとする。

（役員）

第3条 専門委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名

（役員を選任）

第4条 委員長及び副委員長は、専門委員のうちから第82回国民スポーツ大会小諸市準備委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

（役員の職務）

第5条 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した副委員長が、その職務を代理する。

（会議）

第6条 専門委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 専門委員会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、専門委員会に出席することができない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人によって議決権を行使し、又は書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は出席したものとみなす。

3 専門委員会の議事は、出席した専門委員（あらかじめ通知された事項について、代理人が議決権を行使した委員及び書面により議決権を行使した委員を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員に事前に送付した議案に対し書面をもって表決を求め、その結果を専門委員会の議決に代えることができる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、専門委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（専門部会）

第7条 専門委員会は、運営上必要があるときは、専門委員会に専門部会を設置し、専門的事項について調査研究等を行わせ、その結果を報告させることができる。

- 2 専門部会の委員は、会長が委嘱した者（以下「部会委員」という。）をもって構成する。
- 3 部会委員の任期は、専門委員の任期を準用する。
- 4 第3条から第6条までの規程は、専門部会について準用する。この場合において、これらの条文中「専門委員会」とあるのは「専門部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「副委員長」とあるのは「副部会長」と、「専門委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。

（委任）

第8条 この規定に定めるもののほか、専門委員会及び専門部会の運営に関し必要な事項は、それぞれ委員長及び部会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和7年1月29日から施行する。

別表（第2条関係）

名 称	付 託 事 項	委 任 事 項
総務企画 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 総務企画に関すること。 2 財務に関すること。 3 広報及び市民運動に関すること。 4 観光及びおもてなしに関すること。 5 他の専門委員会に属さない事項に関すること。 	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
競技式典 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 競技に関すること。 2 式典に関すること。 3 施設整備に関すること。 4 その他競技式典に関すること。 	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
宿泊衛生 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 宿泊に関すること。 2 医事及び衛生に関すること。 3 その他宿泊衛生に関すること。 	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
輸送交通 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 輸送及び交通に関すること。 2 消防及び警備に関すること。 3 その他輸送交通に関すること。 	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。

第3号議案

第82回国民スポーツ大会小諸市準備委員会 専門委員会構成 (案)

【総務企画専門委員会】

	選出区分	所属機関・団体名
1	産業・経済関係	小諸商工会議所
2	産業・経済関係	佐久浅間農業協同組合
3	スポーツ関係	小諸市スポーツ推進審議会
4	スポーツ関係	一般社団法人小諸市スポーツ協会
5	社会団体関係	社会福祉法人小諸市社会福祉協議会
6	社会団体関係	小諸市 PTA 連合会
7	社会団体関係	小諸市高齢者クラブ連合会
8	市議会関係	小諸市議会 副議長
9	市関係	小諸市総務部
10	市関係	小諸市議会事務局

【競技式典専門委員会】

	選出区分	所属機関・団体名
1	県競技団体	長野県レスリング協会
2	市競技団体	小諸市レスリング協会
3	スポーツ関係	一般社団法人小諸市スポーツ協会
4	スポーツ関係	小諸市スポーツ推進委員会
5	スポーツ関係	小諸市スポーツ少年団
6	学校関係	小諸市校長会
7	学校関係	長野県立小諸商業高等学校
8	学校関係	長野県小諸養護学校
9	学校関係	小諸看護専門学校
10	学校関係	学校法人佐久学園佐久大学
11	県関係	長野県佐久地域振興局
12	市議会関係	小諸市議会総務文教委員会
13	市関係	小諸市教育委員会事務局

【宿泊衛生専門委員会】

	選出区分	所属機関・団体名
1	産業・経済関係	小諸飲食店組合
2	宿泊・観光・衛生関係	一般社団法人こもろ観光局
3	宿泊・観光・衛生関係	小諸ホテル旅館業組合
4	宿泊・観光・衛生関係	佐久食品衛生協会
5	医療関係	一般社団法人小諸北佐久医師会
6	医療関係	浅間南麓こもろ医療センター
7	市議会関係	小諸市議会市民福祉委員会
8	県関係	長野県佐久保健福祉事務所
9	市関係	小諸市市民生活部
10	市関係	小諸市保健福祉部
11	市関係	小諸市産業振興部
12	市関係	佐久地域広域連合消防本部小諸消防署

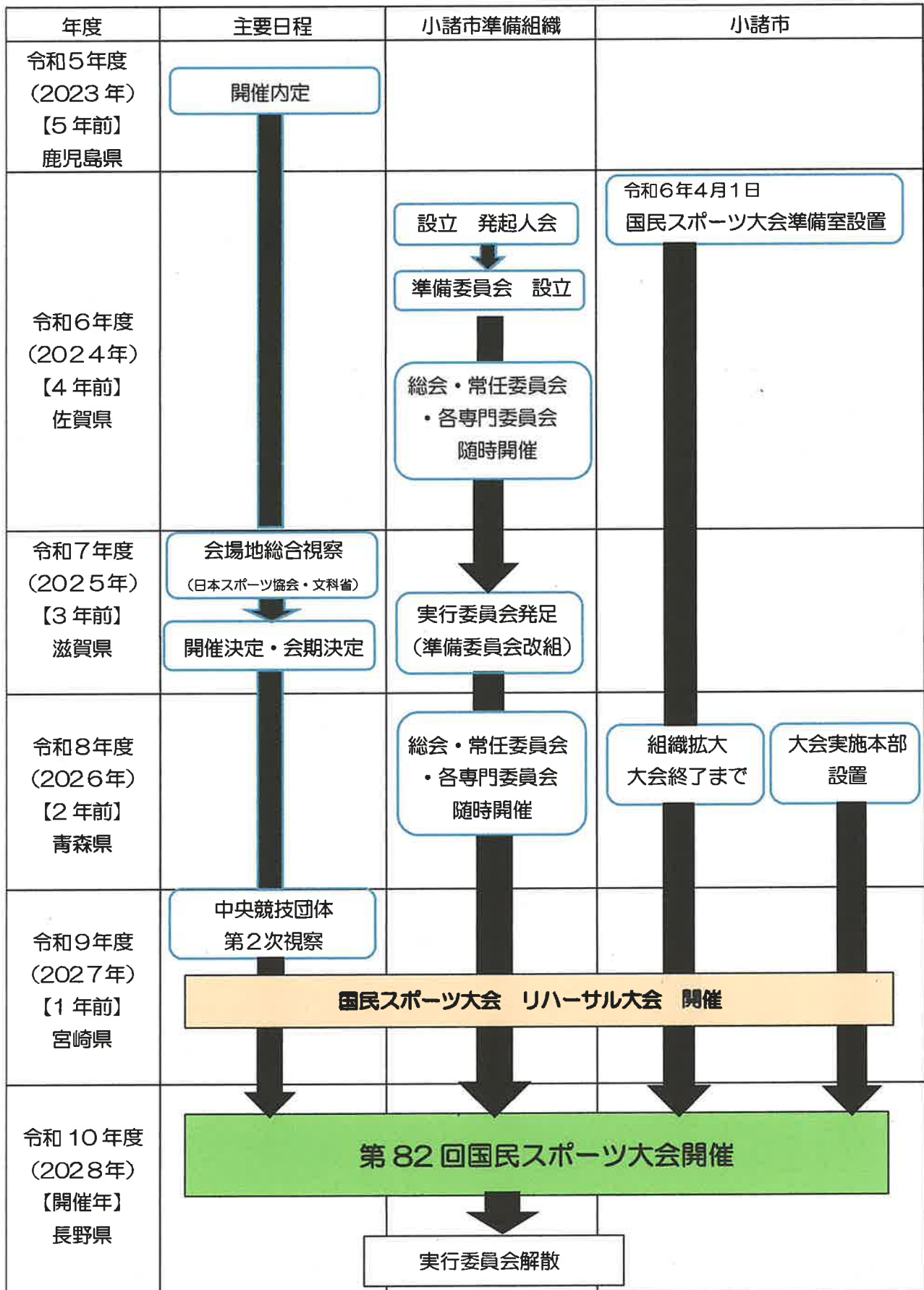
【輸送交通専門委員会】

	選出区分	所属機関・団体名
1	輸送・交通関係	公益社団法人長野県バス協会 東信エリア代表
2	輸送・交通関係	一般社団法人長野県タクシー協会
3	輸送・交通関係	しなの鉄道小諸駅
4	輸送・交通関係	東日本旅客鉄道株式会社 長野支社
5	消防・警備関係	小諸交通安全協会
6	県関係	長野県佐久建設事務所
7	県関係	小諸警察署
8	市議会関係	小諸市議会産業建設委員会
9	市関係	小諸市建設水道部

※専門委員会の委員は、各所属機関・団体からの事務責任者等をもって構成する。

參考資料

第82回国民スポーツ大会に向けたスケジュール



第82回国民スポーツ大会小諸市準備委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、第82回国民スポーツ大会小諸市準備委員会（以下「準備委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 準備委員会は、第82回国民スポーツ大会において、小諸市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に必要な準備を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第3条 準備委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び準備のための経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連携調整に関すること。
- (6) 市民のスポーツ意識の高揚に関すること。
- (7) その他準備委員会の目的達成に必要な事項に関すること。

第2章 組織

(組織)

第4条 準備委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 小諸市を代表する者
- (2) 小諸市議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

(役員)

第5条 準備委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 10名以内
- (3) 常任委員 40名以内
- (4) 監事 2名

(役員を選任)

第6条 会長は、小諸市長をもって充てる。

2 副会長、常任委員及び監事は、総会の承認を得て、委員のうちから会長が委嘱する。

(役員職務)

第7条 会長は、準備委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順位により、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項に掲げる事項を審議する。

4 監事は、準備委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから準備委員会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属の団体又は機関の役職を離れた場合は、その委員等は、辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告する。

4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

第9条 準備委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会務の重要な事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 準備委員会に、次に掲げる会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 常任委員会
- (3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

2 総会は、必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれに当たる。

4 総会は、次の各号に掲げる事項について審議し、議決する。

- (1) 競技会の開催に係る基本方針等に関すること。
- (2) 会則の制定及び改廃に関すること。
- (3) 事業計画及び事業報告に関すること。
- (4) 予算及び決算に関すること。
- (5) 常任委員会に委任する事項に関すること。
- (6) その他重要な事項に関すること。

5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開催し、議決することができない。
ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。

6 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 会長は、必要に応じて顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。

（常任委員会）

第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。

2 委員長は、会長をもって充てる。

3 副委員長は、副会長のうちから会長が指名する。

4 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。

6 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

7 常任委員会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。

(1) 総会から委任された事項に関すること。

(2) 専門委員会の設置及び専門委員会への付託及び委任に関すること。

(3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること。

(4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。

8 前条第5項及び第6項の規定は、常任委員会について準用する。

9 常任委員会は、第7項の規定により審議し決定した事項及び次条第3項の規定により専門委員会から報告があった事項を、必要に応じて次の総会に報告するものとする。

（専門委員会）

第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

2 専門委員会は、常任委員会から付託された事項について調査及び審議し、その結果を常任委員会に報告する。

3 専門委員会は、常任委員会から委任された事項について調査及び審議決定し、その結果を必要に応じて常任委員会に報告する。

4 前3項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関して必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。

5 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

第4章 会長の専決処分

（会長の専決処分）

第14条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で簡易なものについては、これを専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等に報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第15条 準備委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第16条 準備委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第17条 準備委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第18条 準備委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日までとする。

2 準備委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 解散

(解散)

第19条 準備委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散するものとする。

2 準備委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

第8章 補則

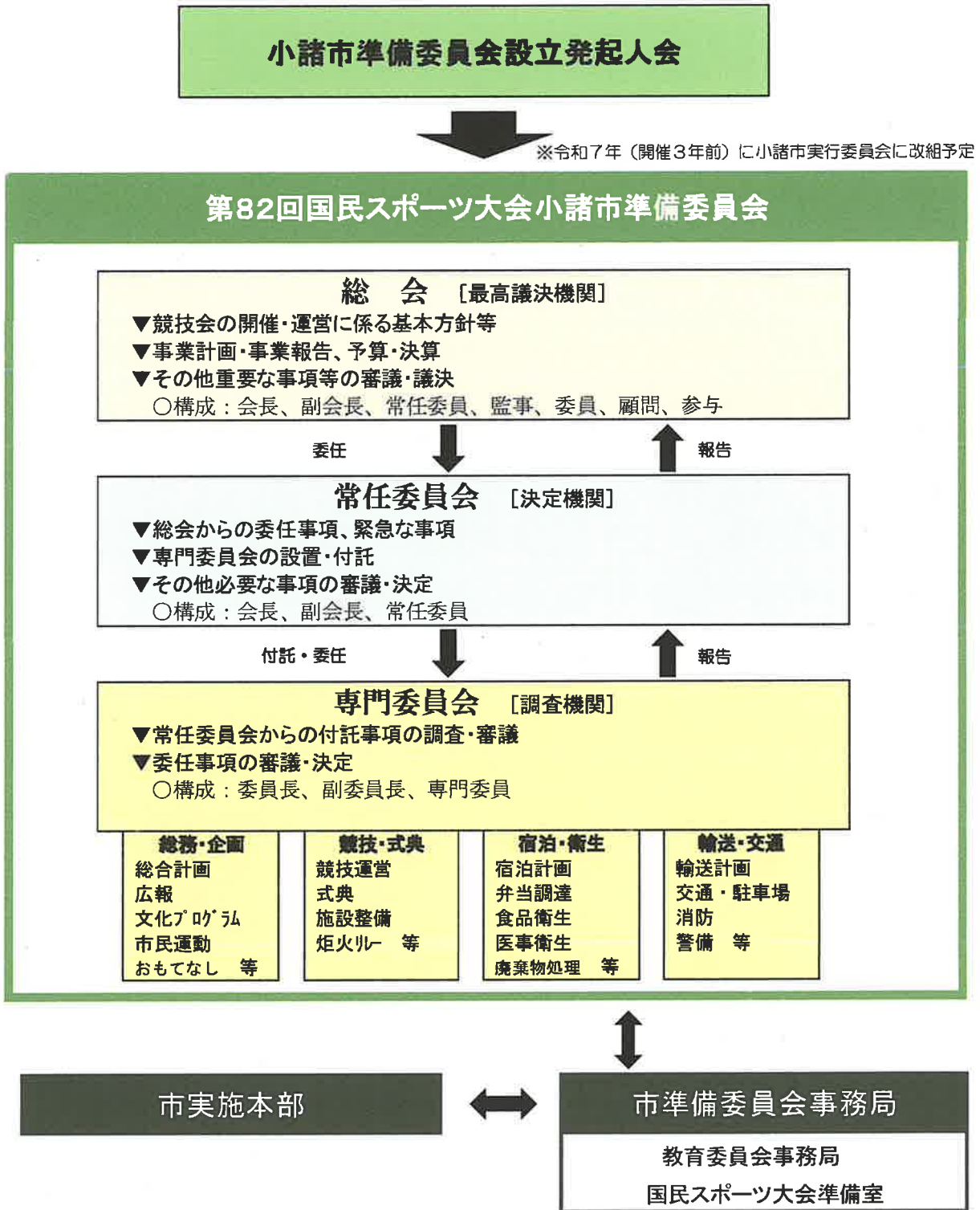
(委任)

第20条 この会則に定めるもののほか、準備委員会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この会則は、令和6年7月17日から施行する。

第82回国民スポーツ大会小諸市準備委員会組織図



[国民スポーツ大会開催基準要項 第25項]

開催県及び会場地市町村は、大会運営のためにそれぞれ実行委員会を設置する。ただし、公開競技に係る実行委員会については、当該中央競技団体が開催関係機関・団体と協議の上、必要に応じて設置する。

第82回国民スポーツ大会小諸市開催基本方針

1 基本方針

スポーツは、大きな感動や楽しみ、活力をもたらすものであり、人生をより豊かにし充実したものにするため、極めて重要なもののひとつです。

第82回国民スポーツ大会は、本市が目指す「住みたい 行きたい 帰ってきたい まち 小諸」の実現に向けて、市全体の絆と連帯感を高め、知恵と工夫を結集して開催します。

開催にあたっては、地域資源を最大限に活用し、効率化を図りながら、小諸市の多彩な魅力を全国に発信する大会を目指します。

この大会の開催を契機として、広くスポーツを普及・振興し、市民の健康増進や体力向上を図るとともに、誰もが健康で生きがいをもち、安全・安心で豊かな人生を営めるまちづくりを推進します。

2 実施目標

(1) 地域資源を活かし、郷土愛や誇りを醸成する大会

市民が国民スポーツ大会を契機に、小諸が有する人材、豊かな自然に培われた産業、これまで育まれてきた歴史や文化・伝統などの資源をさらに磨き上げ、自分たちが住むまちに愛着や誇りが持てる、小諸らしい大会を目指します

(2) 創意工夫を図り、みんなの力でつくる大会

近年のスポーツを取り巻く環境の変化も踏まえ、時代のニーズに沿った簡素化と既存施設の有効活用など創意工夫による大会運営を図り、市民・企業・団体・行政など多様な主体による知恵と工夫を集結した市民協働による大会を目指します。

(3) 小諸の魅力を全国へ発信する大会

全国から小諸を訪れる方を温かくお迎えし、心のこもったおもてなしをするとともに、小諸の豊かな自然や歴史・文化、食など、小諸の誇れる魅力を全国に発信します。

(4) 小諸の子どもたちを育み、未来へつなぐ大会

スポーツを通じて、人材育成や学びの環境づくりなど、心豊かで自立した人が育つまちづくりから、小諸で選手が育ち、その選手が指導者となり次世代を育成するなど、スポーツ環境を好循環させ、夢や希望を未来へつなぐ大会を目指します。

第82回国民スポーツ大会小諸市準備委員会総会から 常任委員会への委任事項

第82回国民スポーツ大会小諸市準備委員会会則第11条第4項第5号の規定に基づき常任委員会への委任事項は、次のとおりとする。

- 1 開催準備の総合企画及び運営に関すること。
- 2 広報、市民協働および歓迎・おもてなしに関すること。
- 3 競技、式典、施設に関すること。
- 4 宿泊および医事衛生に関すること。
- 5 輸送、交通、警備および消防に関すること。
- 6 その他会務に必要な事項に関すること。